

2006年11月15日(水)

COP12 及び COP/MOP2 ハイライト

2006年11月14日(火)

火曜日には、本会期の作業完了に向けてSBSTA、SBI、AWGが再度会合を行った。コンタクトグループと非公式協議も終日行われ、適応基金、適応作業計画、AWGの諸問題、キャパシティビルディング、資金メカニズム、気候変動特別基金 (SCCF)、技術移転などの問題が討議された。

SBSTA

組織事項: 午前中、SBSTAは議題 (FCCC/SBSTA/2006/6)の採択を行った。Kumarsingh議長は、小島嶼後発途上国 (SIDS) に関するサブ議題を実施に関する補助機関 (SBI) の下でのみ取り上げることになると合意したことを報告した。Jawed Ali Khan (パキスタン)がSBSTA 25-26の連絡者 (rapporteur) として選任された。

研究および系統的観測: Soobaraj Nayroo Sok Appadu (モーリシャス)がSBI 27で全球気候観測システム (GCOS) に関するUNFCCCの報告ガイドライン改訂について検討するとのことで合意があったことを報告し、GCOS事務局が提出した地域ワークショップ・プログラムで概要がまとめられた行動の実進を進めることにしたと伝えた。SBSTAは結論書 (FCCC/SBSTA/2006/L.22)を採択した。

手法問題: UNFCCC: SBSTAは、UNFCCCに基づくGHGインベントリに関する諸問題について、結論書 (FCCC/SBSTA/2006/L.20 & Add.1)を採択した。

手法問題: 京都議定書: HCFC-22およびHFC-23: SBSTAは、本件を解決できなかったことに言及しつつ、簡略な結論書(FCCC/SBSTA/2006/L.23)を採択した。中国は、合意に至らなかったことに失望感を表明した。

温室効果ガスインベントリに関する問題: SBSTAは、結論書とCOP/MOP決定書草案 (FCCC/SBSTA/2006/L.21 & Add.1)を採択した。

森林減少による排出量の削減: Hernán Carlino (アルゼンチン)は、第2回ワークショップの開催について合意が

得られたことを強調した。日本は、森林減少の社会的・経済的影響について検討するよう要請した。シンガポールは、ピートランド(泥炭地)からの排出の影響について指摘した。SBSTAにより結論書(FCCC/SBSTA/2006/L.25)が採択された。

進捗報告書:パイロット段階の共同実施活動(AIJ)の継続に関する結論書とCOP決定書草案(FCCC/SBSTA/2006/L.19 & Add.1)がSBSTAにより採択された。また、CO2回収・貯留に関するセッション中ワークショップでの結論書(FCCC/SBSTA/2006/L.24)も採択された。

適応作業計画: Helen Plume (ニュージーランド)が2008年までの適応に関する作業の行動計画について合意があったと報告した。

同計画の重要性について多くの締約国から発言があった。マーシャル諸島は、ミクロネシアとともに、同計画が適応プロジェクトを実施していないと指摘した。英国は、作業計画への貢献を発表し、カナダが先住民の知識をあらためて評価することを歓迎した。SBSTAは、結論書(FCCC/SBSTA/2006/L.26)を採択した。

技術移転: 火曜日の非公式協議で、技術移転に関する専門家グループ(EGTT)の権限と委員の任期を1年延長することが合意され、交渉文草案をSBSTA 26に送ることとなった。SBSTAは結論書とCOP決定書草案(FCCC/SBSTA/2006/L.27 & Add.1)を採択した。

SBSTA 25の報告書の採択: 会議事務局長(Conference Secretary)のRichard Kinleyは、SBSTA 25の決定書と結論書に係る財務的影響についてSBSTAに伝えた。その後、SBSTAが本セッションの報告書(FCCC/SBSTA/2006/L.18)を採択した。SBSTA 25は、午後6時49分にKumarsingh議長により閉会した。

SBI

組織事項: Becker議長が小島嶼後発途上国(SIDS)の議題項目を“Other Matters (その他の問題)”の下に含めることで合意したと報告し、SBIでは議題(FCCC/SBI/2006/12/Add.1)が採択された。

SBI 26・27のSBI副議長には、József Feiler (ハンガリー)、連絡者にはMukahana-Sangarwe (ジンバブエ)が選出された。

UNFCCC 4条8項、4条9項 (悪影響): 決定書1/CP.10 (対応措置): Angela Churie-Kallhauge (スウェーデン)が協議について何も合意が得られなかったことを報告し、2回の専門家会合の成果は今後の議論の土台として活用できると述べた。Becker議長は本項目がSBI 26で取り上げられると伝えた。

後発発展途上国(LDCs): SBIはLDCsに関する結論書(FCCC/SBI/2006/L.23)を採択した。Becker議長はLDC専門家グループの委員の変更について言及した。

事務管理、資金、組織・制度に関する問題: Harald Dovland (ノルウェー)は、非公式協議で、特に構成機関の委員の渡航に関する従来の慣行を維持することで合意があり、事務局に係る継続レビューについてはSB 27で検討することになったと報告した。SBIは、結論書と決定書草案(FCCC/SBI/2006/L.21 & Add.1 & 2)を

採択した。

教育、啓発、教育訓練(6条): 2007年に予定されるニューデリー作業計画のレビューやCC:iNetに関する情報交換、GEFに対する2つの勧告について概要を説明した結論書草案 (FCCC/SBI/2006/L.26)が採択された。

京都議定書 3条14項 (悪影響と対応策): Al Waleed Hamad Al-Malik (アラブ首長国連邦)は、グループで内容に集中すべきなのか、手続きに集中すべきなのか合意に至らなかったことを報告し、特に最近のワークショップに特化するか、本項目を京都議定書2条3項の下での議論に取り込むための提案に特化するかという点が問題となったことを伝えた。Becker議長は、結論書で合意がなかったことはSBI 25 報告書に反映され、本件はSBI 26の議題の中に含まれることになると述べた。

非附属書I国の国別報告書: Henriette Bersee (オランダ)は国別報告書に関する国別報告書に関する専門家協議グループ (CGE) に係る作業 (FCCC/SBI/2006/L.25)および資金・技術的支援の供与(FCCC/SBI/2006/L.24)での合意について報告した。結論書がSBIで採択された。G-77/中国は、途上国の第2次国別報告書ならびにそれ以降の国別報告書の作成に関する費用全額について地球環境ファシリティ (GEF) を通じて支払うよう先進国に求めた。

附属書 I 国の国別報告書: Arthur Rolle (バハマ)は、京都議定書3条3項を踏まえた進捗報告書の統合に関する小グループによる交渉の内容について、附属書 I 国の進捗について認識し、進捗報告書の提出遅延問題の対処するための結論書草案や決定書草案について何らの合意も得られなかったことと、附属書 I 国の排出量の増加傾向について報告を行った。Becker議長は本件をSBI 26で取り上げると述べた。

遵守に関する京都議定書の改正: SBIでは本件をSBI 27での審議完了をめざしてSBI 26で検討することで合意があったことをBecker議長が報告した。また、金曜日のCOP/MOPで口頭による報告をBecker議長が行うことになった。

国際取引ログ (ITL): 日本は、本件に関する費用の支払いと支払い時期について懸念を示した。結論書 (FCCC/SBI/2006/L.28)がSBIにより採択された。

特権と免責事項: Paul Watkinson (フランス)は、手続きの問題に関する討議について報告し、2007年にも引き続き討議を継続するよう提案した。SBIは、結論書とCOP/MOP決定書草案 (FCCC/SBI/2006/L.22)を採択した。

適応基金: Adrian Macey (ニュージーランド)は、COP/MOP決定書草案の合意を伝え、これが適応基金を稼働させる上で大きなステップとなると述べた。また、最終的な制度的取り決めを予断することなく、基金の原則とモダリティーが策定されたことを強調した。

SBIは、結論書とCOP/MOP決定書草案 (FCCC/SBI/2006/L.29 & Add.1)を採択した。G-77/中国はこれが“革新的な連帯による基金”であると述べ、EUは締約国間の“新たな信頼”を醸成したと述べた。日本は、制度の選択は基金の原則およびモダリティーの合意を反映するものとなるよう願うと述べた。ツバルは、基金が“SIDSにとって小さなライフライン”となると述べた。

資金メカニズム: 資金メカニズム第3次レビュー: Tina Guthrie (カナダ) は資金メカニズムの第4次レビューに関する懸案事項が解決されたとコンタクトグループの成果を報告した。

SBIは結論書とCOP決定書草案 (FCCC/SBI/2006/L.32 & Add.1)を採択した。G-77/中国は、資金メカニズムが途上国のニーズに十分に対応するものでなくてはならないと述べる一方、EUとオーストラリアはUNFCCCの実施にはあらゆる資金源を検討する価値があると強調した。

GEF報告書: SBIは結論書 (FCCC/SBI/2006/L.30)を採択した。

GEFに対する更なるガイダンス: Tina Guthrieがコンタクトグループで合意に至らず、結論書草案 (FCCC/SBI/2006/L.31)にそれが反映されていることを伝えた。SBIは結論書を採択し、Becker議長がCOP議長により協議継続を任されている旨を伝えた。

特別気候変動基金 (SCCF) : Bubu Jallow (ガンビア)はコンタクトグループでの進捗について伝えた。グループで討議されたテキストにはまだいくつか括弧書きが残っていることに触れ、Becker議長は決定書草案 (FCCC/SBI/2006/L.33)について提案があると紹介し、これが修正なしで採択された。

キャパシティビルディング:UNFCCC: Crispin d'Auvergne (セントルシア)は、キャパシティビルディング実施状況の定期的なモニタリングに向けたステップを定めた結論書とCOP決定書草案 (FCCC/SBI/2006/L.35 & Add.1)について最終的にコンタクトグループで合意に到達したことを報告し、SBIでいずれも採択された。

京都議定書: SBIは、結論書とCOP/MOP決定書草案 (FCCC/SBI/2006/L.34 & Add.1)を採択した。コンタクトグループではCDM理事会の作業とLDCsとSIDSのニーズを反映させるため最終的にコンセンサスが形成された。EUと日本は、こうした問題に関する複数のコンタクトグループでの重複について懸念を示した。

その他の問題:クロアチア基準年の排出水準: Jim Penman (英国)は非公式協議の結果を報告し、SBIが決定書草案(FCCC/SBI/2006/L.20)を採択した。EUは、本決定が京都議定書3条4項 (LULUCF 追加活動)を実施する目的でクロアチアのベースラインに影響を与えるものではないと指摘した。

小島嶼後発途上国 (SIDS) : SBI はSIDSに関する結論書(FCCC/SBI/2006/L.27)を採択した。小島嶼国連合の立場からツバル、およびEUとオーストラリアがこの成果を歓迎した。

SBI 25 報告書の採択: 会議事務局長のRichard Kinleyは、SBI 25 決定書と結論書が新たにどのような財務的意味合いを持つのか締約国に通知し、SBIが本会期の報告書 (FCCC/SBI/2006/L.19)を採択した。午後10時20分、Becker議長によりSBI25が閉会となった。

AWG

火曜日夕方、AWG 2閉会プレナリーが開催された。先にコンタクトグループの最終会合が開かれ、Zammit Cutajar議長がビジョン、スケジュール、作業計画などについて定めた改訂版の結論書案を配布した。EUは同案にはビジョンが欠如していると述べた。インドは、締約国が附属書 I 国の作成状況を確認できる2008年までAWG

は受諾を待つべきだと述べ、更なる約束を決める上で附属書 I 国が積極的に更なる情報提供をしたいとする意思について記述した文面を削除するよう提案した。G-77/中国は、絶妙な利害関係のバランスをとって全員を等しく不満足な状況に陥れた議長の采配ぶりは素晴らしいとコメントした。附属書 I 国が積極的に更なる情報提供をしたいとする意思について記述した部分を除いた結論書草案について締約国が合意した。

AWG プレナリーで結論書 (FCCC/KP/AWG/2006/L.4) が採択された。日本は、京都議定書の市場メカニズムについて言及した部分に懸念を表明した。EU は、2°C 目標についてすべての締約国が合意できなかったことが残念だと述べ、AOSIS は脆弱な国々にとって 2°C 上昇は高すぎると言い添えた。G-77/中国とアフリカグループは、作用計画をまとめるための期限が設定されなかったことに失望感をあらわした。AWG は本会期の報告書 (FCCC/KP/AWG/2006/L.3) を採択し、午後 7 時 47 分をもって AWG 2 が閉会した。

コンタクトグループと非公式協議

ベラルーシ提案: 附属書 B に 1990 年を基準年として 95% の排出削減を行うという数値目標の約束を記載するよう改正してほしいというベラルーシの提案に関して Thelma Krug (ブラジル) が 2 回目の非公式協議を開いた。先進国数カ国が約束のレベルは科学的、技術的情報を考慮に入れるべきだと発言した。ベラルーシが第 1 約束期間に京都議定書 3 条 4 項に基づく森林管理に乗じて、炭素取引の活用を見直すということはないだろうとの言質について締約国が言及した。

共同実施 (JI): ひきつづき午後にも非公式協議が行われたが、JISC 委員の報酬に係る問題で意見の隔たりが見られたことが伝えられた。

吹き抜けの廊下にて

火曜日に比較的早く SCCF 問題で決着がついたことに参加者の驚きが見られ、適応基金での前進とも関連があるのかとの憶測があがった。一方で、気候プロセスでは“中身のない資金調達”に走る嫌いがあるとの懐疑的な見方もあった。とはいえ、資金メカニズムの下の大半の議題項目で合意があったことで、2013 年以降の枠組みづくりに必要な信頼醸成プロセスの第 1 歩を垣間見ることができたと感想をもらす参加者もあったようだ。

また、ロシア提案と AWG 問題と 9 条見直しの問題とを関連づけて“クリスマスのスペシャルパッケージ”として包括的に交渉しようとする試みも見られたようだ。あるインド政府代表は、将来約束に関する交渉のムードについて、附属書 I 国の将来約束が明かされるまでの長い待ち時間はまるで“花婿が花嫁を見るには結婚初夜までじっと辛抱しなければならない”状況に似ていると語っていた。